

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第48号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第2項中「又は政令」を「政令」に、「通知は」を「通知又は政令第35条の4の2第1項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知は」に改める。

第39条の3中「第53条第36項」を「第53条第38項」に改める。

第47条第1項中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同条第2項中「第44条の7第8項」を「第44条の7第9項」に改める。

附則第8項中「又は第4項」を「、第4項又は第6項」に、「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第7項」に改める。

附則第9項中「及び第4項」を「、第4項及び第6項」に改める。

附則第10項及び第12項中「又は第5項」を「、第5項又は第7項」に改める。

附則第21項中「附則第8条の2の4第13項」を「附則第8条の2の4第14項」に改め、同項第3号中「第12項」を「第13項」に、「同条第9項第2号及び第3号、第10項並びに第11項第3号及び第4号に掲げる自動車」を「同条第9項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）、第10項、第11項、第12項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）及び第13項に規定する自動車（バス等を除く。）」に改める。

附則第28項及び第29項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

別記第4号様式の2の2その2中「その2」を「その2 法人用」に改め、同様式その7中「その7」を「その7 法人用」に改め、同様式中その7をその8とし、その3からその6までをその4からその7までとし、その2の次に次のように加える。

その3 個人用

徴収猶予通知書（移転価格課税）

納 税 者	住 所						
	氏 名						
申 請 年 月 日		年 月 日		決 定 年 月 日		年 月 日	
徴 収 猶 予 の 金 額	年 度	納 期 限	事 業 税 額	延 滞 金 額	小 計	根 拠 法 令	
			円	法律による金額 円	円		
				法律による金額 円			
				法律による金額 円			
				法律による金額 円			
				法律による金額 円			
				法律による金額 円			
	合 計			円及び上記の法律による金額			
担 保							
猶 予 期 間		年 月 日から道税条例第 条第 項に定める日までの期間					
一部不承認の 理 由							
上記のとおり徴収猶予をしましたので通知します。 年 月 日 (納税者の氏名) 様 北海道 総合振興局長 (振興局長、札幌道税事務所長) 図							

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の2の2に次のように加える。

その9 個人用

徴収猶予不承認通知書（移転価格課税）

納税者		住所				
		氏名				
徴収猶予	年度	納期限	事業税額	延滞金額	小計	摘要
			円	法律による金額 円	円	
				法律による金額 円		
				法律による金額 円		
				法律による金額		

の 申 請 金 額				円						
				法律による金額 円						
				法律による金額 円						
				法律による金額 円						
	合 計		円及び上記の法律による金額							
不承認理由										
年 月 日申請のあった徴収猶予については、承認できませんので通知します。（根拠法令－ 年 月 日 （納税者の氏名） 様 北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 印										

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の4その3中「その3」を「その3 法人用」に改め、同様式に次のように加える。

その4 個人用

徴収猶予取消通知書（移転価格課税）

納 税 者	住 所					
	氏 名					
徴 収 猶 予 取 消 し の 額	年 度	納 期 限	事 業 税 額	延 滞 金 額	小 計	摘 要
			円	法律による金額 円	円	
				法律による金額 円		
				法律による金額 円		
				法律による金額 円		
				法律による金額 円		
				法律による金額 円		
				法律による金額 円		
	合 計		円及び上記の法律による金額			
根 拠 法 令						
取 消 理 由						
上記のとおり徴収猶予を取り消しましたので通知します。 なお、上記金額を速やかに納めてください。納めないときは、滞納処分をすることになりますので注意してください。 年 月 日 (納税者の氏名) 様 北海道 総合振興局長 (振興局長、札幌道税事務所長) 印						

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした総合振興局長等を経由して提出するようにしてください。）。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第4号様式の4の2中

納 税 者	所 在 地	
	名 称	

を

納 税 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	

に、「の名称」を「の氏名又は名称」に改める。

別記第6号様式の7その6中「証紙徴収」の次に「、電子納付」を加える。

「「に改め、同様式

を受けようとする税額	
------------	--

耐震基準 (不)適合既存住宅の場合	耐震改修終了年月日	入居年月日
減額・還付を受けようとする税額	円	

に、

新築未使用住宅	該当・否	判 定 結 果	条例第44条の7
既存住宅	昭和57年1月1日以後の新築 該当・否		該当 $\begin{cases} \text{I}-1 \\ \text{I}-2 & \text{II}-1 \cdot \text{否} \\ \text{I}-3 & \text{II}-2 \end{cases}$
	地方税法施行令第37条の18 第2項に規定する基準に適合する旨の証明がされたもの 該当・否		

新築未使用住宅	該当・否	判 定 結 果	条例第44条の7
耐震基準適合既存住宅	昭和57年1月1日以後の新築 該当・否 地方税法施行令第37条の18 第2項に規定する基準に適合する旨の証明がされたもの 該当・否		該当 $\begin{cases} \text{I}-1 & \text{II}-1 \\ \text{I}-2 & \text{II}-2 \cdot \text{否} \\ \text{I}-3 & \text{III}-1 \\ & \text{III}-2 \end{cases}$
耐震基準不適合既存住宅	地方税法施行令第37条の18 第2項に規定する基準に適合する旨の証明がされたもの 該当・否		

添付書類の表3の項中「既存住宅（）」を「耐震基準適合既存住宅（）」に改め、同表に次のように加える。

4 耐震基準不適合既存住宅（中古住宅）を取得した場合	1 土地及び住宅を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要
----------------------------	---

- 2 住宅の新築日を証する次のいずれかの書類
(1) 住宅用家屋証明書（新築年月日の記載があるもの）
(2) 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など）
- 3 住宅取得後に耐震改修を行ったことを証する書類（工事請負契約書の写しなど）
- 4 住宅を取得した日から6月以内に、耐震改修を行い、耐震基準に適合していることが証明された次のいずれかの書類
(1) 耐震基準適合証明書
(2) 住宅性能評価書の写し
(3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類
- 5 住民票に記録されている取得者の住所が取得した住宅の所在と異なる場合は、取得者の居住を証する書類
- 6 取得した住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）の場合は、各階平面図の写し
- 7 その他総合振興局長等が指示する書類

別記第55号様式中

新築される住宅
又は取得する住宅

新築される住宅
又は
取得する（した）住宅

に、

種類（用途）	構造	床面積	着工予定 年月日	完成予定 年月日	取得予定 年月日
		m ²			

を

種類（用途）	構造	床面積
		m ²
着工予定 年月日	完成予定 年月日	取得（予定） 年月日

に改め、同様

式末尾欄外注意2(3)の事項中「又は取得する」を「若しくは住宅を取得すること又は既に住宅を取得した」に改め、同注意2(4)の事項中「又は取得する」を「若しくは取得する住宅又は既に取得した」に改め、同注意2中(5)の事項を(6)の事項とし、(4)の事項の次に次の1事項を加える。

(5) 今後取得する住宅又は既に取得した住宅が耐震基準不適合既存住宅の場合は、

耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び整備を除く。）が行われること又は行われたことを明らかにする書類（工事請負契約書の写し、耐震基準適合証明書など）

別記第58号様式の2の5その1中「

納 入 期 限

」を

「

納 入 （ 納 付 ） 期 限

」に、「納付すべき」を「納入（納付）すべき」に、

「

納 入 場 所

」を「

納 入 （ 納 付 ） 場 所

」

に改め、「道内郵便局」の次に「・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」を加え、「納入期限までに納入書」を「納入（納付）期限までに納入（納付）書」に改め、同様式そ

の1末尾欄外注意1の事項中「納入期限」を「納入（納付）期限」に改め、同様式その2中「道内郵便局」の次に「・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」を加え、同様式その2末尾欄外注意3の事項中「1の」を「2の」に改め、同事項を同注意4の事項とし、同注意2の事項中「1の」を「2の」に改め、同事項を同注意3の事項とし、同注意中1の事項を2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 納入期限までに納めないときは、督促状が発付されます。

別記第58号様式の2の5その2末尾欄外注意の次に次のように加える。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第61号様式の2（表）中

「

初度登録年（初度検査年）
年

」を「

初度登録年月（初度検査年月）
年 月

」に改め、同様式（裏）記載要領1を次の

ように改める。

1 「エコカー減税」の欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。）。

なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50パーセント低減又は平成17年排出ガス基準75パーセント低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25パーセント低減又は平成17年排出ガス基準50パーセント低減達成車のことをいう。

- | | |
|--|---|
| (1) 電気自動車、天然ガス自動車（30年排出ガス基準適合（3.5トン以下の自動車）又は21年排出ガス基準10パーセント低減）（非課税） | 1 |
| (2) プラグインハイブリッド自動車（非課税） | 2 |
| (3) クリーンディーゼル乗用車（30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準適合）（非課税） | 3 |
| (4) ★★★★★かつ32年度燃費基準+40パーセント達成ガソリン車（乗用車）（非課税） | 4 |
| (5) ★★★★★かつ32年度燃費基準+30パーセント達成ガソリン車（乗用車）（20/100税率） | 5 |
| (6) ★★★★★かつ32年度燃費基準+20パーセント達成ガソリン車（乗用車）（40/100税率） | 6 |
| (7) ★★★★★かつ32年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（乗用車）（60/100税率） | 7 |
| (8) ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（乗用車）（80/100税率） | 8 |
| (9) ★★★★★かつ32年度燃費基準+40パーセント達成LPG車（乗用車）（非課税） | B |
| (10) ★★★★★かつ32年度燃費基準+30パーセント達成LPG車（乗用車）（20/100税率） | C |
| (11) ★★★★★かつ32年度燃費基準+20パーセント達成LPG車（乗用車）（40/100税率） | E |
| (12) ★★★★★かつ32年度燃費基準+10パーセント達成LPG車（乗用車）（60/100税率） | F |
| (13) ★★★★★かつ32年度燃費基準達成LPG車（乗用車）（80/100税率） | H |
| (14) ★★★★★かつ27年度燃費基準+25パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（非課税） | K |
| (15) ★★★★★かつ27年度燃費基準+20パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（20/100税率） | L |
| (16) ★★★★★かつ27年度燃費基準+15パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（40/100税率） | M |
| (17) ★★★★★かつ27年度燃費基準+10パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（60/100税率） | N |

(18)	★★★★かつ27年度燃費基準＋5パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（80/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	P
(19)	★★★★かつ27年度燃費基準＋15パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税）	・ ・ ・ ・ ・	R
(20)	★★★★かつ27年度燃費基準＋10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	T
(21)	★★★★かつ27年度燃費基準＋5パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	U
(22)	★★★★かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（75/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	W
(23)	★★★かつ27年度燃費基準＋15パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	X
(24)	★★★かつ27年度燃費基準＋10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	ア
(25)	★★★かつ27年度燃費基準＋5パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（75/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	エ
(26)	30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準＋15パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税）	・ ・ ・ ・ ・	オ
(27)	30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準＋10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	カ
(28)	30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準＋5パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	キ
(29)	30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（75/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	コ
(30)	21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋15パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（25/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	サ
(31)	21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（50/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	シ
(32)	21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋5パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（75/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	ス
(33)	28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準＋15パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（非課税）	・ ・ ・ ・ ・	セ
(34)	28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準＋10パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（25/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	タ
(35)	28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準＋5パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（50/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	ヒ
(36)	28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（75/100税率）	・ ・ ・ ・ ・	ホ

別記第61号様式の2（裏）記載要領2中「(26)」を「(25)」に、「(34)」を「(33)」に、「(37)」を「(36)」に、「(9)」を「(8)」に、「(15)」を「(14)」に、「(19)」を「(18)」に改め、同様式（裏）記載要領3中「(37)」を「(36)」に改め、同様式（裏）記載要領4を次のように改める。

4 「バリアフリー、ＡＳＶ特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ＡＳＶ特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。）。

なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。

(1)	ノンステップバス（1,000万円控除）	・ ・ ・ ・ ・	1
(2)	リフト付きバス（乗車定員30人以上）（650万円控除）	・ ・ ・ ・ ・	2
(3)	リフト付きバス（乗車定員30人未満）（200万円控除）	・ ・ ・ ・ ・	3
(4)	ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除）	・ ・ ・ ・ ・	4
(5)	ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5トン超8トン以下トラック）（350万円控除）	・ ・ ・ ・ ・	5
(6)	ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（8トン超20トン以下トラック）（350万円控除（H30.10.31まで））	・ ・ ・ ・ ・	6
(7)	ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5トン以下バス等）（350万円控除）	・ ・ ・ ・ ・	7
(8)	ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5トン超12トン以下バス等）（350万円控除）	・ ・ ・ ・ ・	8
(9)	ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5トン超8トン以下トラック）（350万円控除）	・ ・ ・ ・ ・	A

- (10) A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (8トン超20トン以下トラック) (350万円控除 (H30.10.31まで)) B
- (11) A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (350万円控除) C
- (12) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (175万円控除) E
- (13) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (8トン超20トン以下トラック) (175万円控除 (H30.10.31まで)) F
- (14) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (20トン超22トン以下トラック) (175万円控除) H
- (15) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン以下バス等) (175万円控除) K
- (16) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (175万円控除) L
- (17) A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (12トン超バス等) (175万円控除) M
- (18) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (525万円控除) N
- (19) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (8トン超20トン以下トラック) (525万円控除 (H30.10.31まで)) P
- (20) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (20トン超22トン以下トラック) (350万円控除 (H30.10.31まで)) R
- (21) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (525万円控除) T
- (22) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (525万円控除) U
- (23) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8トン超20トン以下トラック) (525万円控除 (H30.10.31まで)) W
- (24) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン以下バス等) (525万円控除) X
- (25) A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (525万円控除) ア
- (26) A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (525万円控除) エ
- (27) A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8トン超20トン以下トラック) (525万円控除 (H30.10.31まで)) オ
- (28) A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (525万円控除) カ
- (29) A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5トン超8トン以下トラック) (525万円控除) キ
- (30) A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8トン超20トン以下トラック) (525万円控除 (H30.10.31まで)) コ
- (31) A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8トン超20トン以下トラック) (350万円控除 (H30.11. 1以降)) サ
- (32) A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (20トン超22トン以下トラック) (350万円控除 (H30.10.31まで)) シ
- (33) A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5トン超12トン以下バス等) (525万円控除) ス

別記第62号様式(表)中

納付期限 年 月 日	納付場所 北海道指定(収納代理) 金融機関・北海道収入 取扱員・道内郵便局	納付すべき金額 ③+④+⑤+⑥
---------------	--	------------------------

円

を

納付期限 年 月 日	納付場所 北海道指定(収納代理)金融機関・ 北海道収入取扱員・道内郵便局・ 北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア
---------------	---

納付すべき金額 ③+④+⑤+⑥	円
------------------------	---

に改める。

別記第66号様式の4その1(表)中

納付場所 北海道指定(収納代理)金融機関 北海道収入取扱員 道内郵便局
--

を

納付場所 北海道指定(収納代理)金融機関・ 北海道収入取扱員・道内郵便局・ 北海道税の収納を取り扱うコン

に改め、

同様式その2中

「納入場所
北海道指定（収納代理）金融機関
北海道収入取扱員
道内郵便局」

を

「納入場所
北海道指定（収納代理）金融機関・
北海道収入取扱員・道内郵便局・
北海道税の収納を取り扱うコンビニエンス
ストア」

に改める。

別記第66号様式の4その3中「道内郵便局」の次に「・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」を加え、同様式その3末尾欄外注意3の事項中「1の」を「2の」に改め、同事項を同注意4の事項とし、同注意2の事項中「1の」を「2の」に改め、同事項を同注意3の事項とし、同注意中1の事項を2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。

別記第66号様式の4その3末尾欄外注意の次に次のように加える。

摘要 不要文字を消して使用すること。

別記第70号様式その1（表）中

「証紙徴収
定期・随時
証紙徴収」

を

「申告納付
定期・随時
証紙・電子」

に改め、同様式その2中

「定期課税
証紙徴収」

を

「定期課税
証紙・電子」

に、

「証紙徴収」

を

「申告納付」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年北海道規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち別記第70号様式その2の改正規定中

「定期課税
証紙徴収」

を

「定期課税
証紙・電子」

に、

「証紙徴収」

を

「申告納付」

に、

「定期課税
証紙徴収」

を

「定期課税
証紙・電子」

に改める。

平成30年3月31日（土曜日）

北 海 道 公 報

号外第16号 9